

(今月の判決・裁決事例)

今回は、土地の固定資産価格が過大だったことによる相続税の過大納付について、その土地が所在する市の市長に、過大納付となった相続税相当額の賠償を命じた事例です (平成18年5月17日横浜地方裁判所判決(但し、被告控訴中))。

< 事実 >

イ 平成3年5月に開始した相続に係る被相続人が所有していた土地(倍率方式対象地)の評価の際、相続人であるAさんはその土地の固定資産価格に疑問を抱き、鎌倉市役所に対してその土地の調査を依頼しました。

ロ 市役所職員はその土地を調査した結果、奥行価格逓減割合法の補正率を0.95から0.90に変更したのみで、その土地の固定資産価格を4,383万1,749円と修正しました。Aさんはその修正後の価格に倍率5.9を乗じてその土地の相続税評価額を算出し、相続税の申告及び納付をしました。

ハ その後平成15年に、Aさんは再びその土地の固定資産価格が不当に高額ではないかと疑問を抱き、鎌倉市役所に再度調査を依頼しました。再度の調査の結果、鎌倉市役所はがけ地割合などの評価の誤りを認め、固定資産評価審査委員会の決定に基づき平成3年度から平成14年度の過大に納付された固定資産税をAさんに返還しました。

ニ Aさんは平成15年に修正された平成3年の土地の固定資産価格に基づきその土地の相続税評価を計算し直し、平成15年8月に相続税の更正の請求をしました。更正期間が既に経過しているとして却下されたため、過大納付となった相続税約1,950万円について鎌倉市に対して国家賠償請求を提起するにいたりました。

< 裁判所の判断 >

被告鎌倉市長は、特別な事情がない限り評価基準及び事務取扱要領に拘束され、これらの規範に従って固定資産の価格を決定する注意義務を負っている。従って、評価資料を収集し、これに基づき固定資産価格を決定する上において、職務上通常尽くすべき注意義務を怠り漫然と固定資産の価格を決定したといえる場合には、国家賠償上の過失及び違法性が認められるというべきである。

本件においては、平成3年当時Aさんより「相続の申告の関係で」固定資産価格の調査が申請されたことより、本件土地に係る固定資産価格について誤った評価を行えば、Aさんら相続人が適正な相続税を納付することができないことは十分に予見し又は予見することが可能であったといえる。結果的に平成3年の土地調査の際、担当調査官の過失による評価額の算出誤りにより、Aさんらが納付した相続税が過大となってしまったわけであり、被告市長の過失と原告らが被った相続税の過納付の損害との間には、相当の因果関係が認められるというべきである。

従って、被告鎌倉市長は原告のAさんらに対して過大納付となった相続税約1,950万円と、相続税の申告期限の翌日(平成3年11月12日)から年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

平成15年に鎌倉市役所が再調査した結果、その土地の固定資産価格の誤りによる固定資産税の返還について、当初鎌倉市役所は誤りが判明した平成15年分のみとしていたのですが、その後過去5年分の返還が認められました。しかし、それでも納得しなかったAさんらが再度の交渉の結果、当初の土地評価について調査依頼をした平成3年分まで返還を受けることができました。

横浜地裁はさらに、平成3年のその土地の評価を誤ったことにより相続税を多く納めることになったのだからということで、その過大納付額を損害と認定しました。その損害を国家賠償法1条1項に基づく請求として認容した庶民感覚の横浜地裁の裁判官に拍手を送りたいものです。
(T.H 平成18年7月掲載)

(参考条文)

「国家賠償法」

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる